

診療所の病床設置に係る基準

- 次に掲げる診療所について、それぞれに掲げる条件を満たす場合には、許可の代わりに届出によって一般病床又は療養病床を設置することができる。
- なお、届出の前に医療審議会の議を経るものとする。
- また、いずれかの条件を満たさなくなった場合には、当該病床について廃止等の手続きを行うものとする。

1 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

以下のいずれかの機能を有すること。

- ア. 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
- イ. 急変時の入院患者の受入れ機能（年間 6 件以上）
- ウ. 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- エ. 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上）
- オ. 当該診療所内において看取りを行う機能
- カ. 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する機能（年間 30 件以上）
- キ. 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

2 へき地に設置される診療所

以下のいずれかの条件を満たす診療所

- ア. 山村振興法、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法により指定されている町村に設置する診療所
- イ. 小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域に設置する診療所

3 産科医療の提供の推進のために必要な診療所

以下の全ての条件を満たす診療所

- ア. 産科又は産婦人科を標ぼうすること。
- イ. 公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常時いること。
- ウ. 分娩を取り扱っていること。

4 小児医療の提供の推進のために必要な診療所

以下の全ての条件を満たす診療所

- ア. 小児科を標ぼうすること。
- イ. 公益社団法人日本小児科学会が認定する小児科専門医又は特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する小児外科専門医が常時いること。
- ウ. 小児の入院医療を実施していること。

5 救急医療の提供の推進のために必要な診療所

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）に定める救急診療所として東京都知事が告示していること。